

# 平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局総務課災害救助・救援対策室

施策名	災害に際し応急的な支援を実施すること  (VII-3-1)	政策体系上の位置付け 基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること
施策の概要	災害発生時に、要援護者に対して、適切な福祉サービスを提供すること。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 我が国は、気候、風土の変化に富み、それだけに自然の猛威を受けやすい地理的、気象的条件を有しているため、古くから多くの災害に見舞われている。災害発生時には迅速な対応が求められるが、特に、高齢者や障害者など災害に弱いとされる災害時要援護者に対する避難支援対策が喫緊の課題となっており、各自治体において十分な対策がとられるよう、国として支援していくことが必要である。</p> <p>(有効性) 避難所の設置により、住民の生命に危険をもたらすおそれのある住居等から安全な場所に避難させるよう措置がとられており、避難所設置によって有効な応急救助が実施されている。</p> <p>(効率性) 避難勧告後または地震発生後、直ちに必要量の避難所が設置されており、住民の生命の安全が迅速に確保されていることから、効率的な応急救助が実施されている。</p> <p>(総合的な評価) 避難勧告が出された地域の住民全員が、安全な場所に避難できるよう避難所が設置されており、公平性の観点においても、的確な応急救助が実施されている。 平成19年度に災害救助法が適用された15件については、速やかに避難所が設置され、国の助言等により適切な応急救助が行われたものと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</li> <li>ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</li> <li><input checked="" type="radio"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施</li> <li>(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</li> </ul> </li> <li>iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(理由) 施策目標に掲げる「災害に際し応急的な支援を実施すること」は、災害救助法の目的そのものであり、今後も必要な救助を行うとともに、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る必要があることから、見直しは行わず引き続き実施するものである。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標		H15	H16	H17	H18	H19
(達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
1	被害発生から避難所設置までの時間(単位:時間) (-)	-	-	-	-	-
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、災害が発生した場合に、避難所の設置が必要と判断したときは、速やかに避難所を設置する必要がある。</li> <li>・過去5年間の災害救助法の適用件数は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度 14市町村</li> <li>平成16年度 150市町村</li> <li>平成17年度 38市町村</li> <li>平成18年度 21市町村</li> <li>平成19年度 15市町村</li> </ul> </li> <li>・平成19年度に災害救助法が適用された災害の15市町村の内訳は、大雨災害1件(1町)、地震10件(8市1町1村)、台風3件(2市1町)及び低気圧による災害1件(1町)であり、個別の状況については次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成19年熊本県大雨災害 平成19年7月6日 <ul style="list-style-type: none"> <li>2:49 宇城八代・天草地方に大雨洪水警報</li> <li>10:40 下益城郡美里町に避難勧告</li> <li>10:40 下益城郡美里町避難所設置</li> </ul> </li> <li>○平成19年新潟中越沖地震 平成19年7月16日 <ul style="list-style-type: none"> <li>10:13頃 地震発生</li> <li>10:25 上越市避難所設置</li> <li>10:30 出雲崎町避難所設置</li> <li>10:30頃 柏崎市避難所設置</li> <li>11:00頃 長岡市避難所設置</li> <li>11:00頃 刈羽村避難所設置</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>※小千谷市、三条市、十日町市、燕市及び南魚沼市については、避難所は設置していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○台風5号&lt;宮崎県&gt; 平成19年8月2日 <ul style="list-style-type: none"> <li>8:55 高千穂地区に大雨洪水暴風警報</li> <li>18:45 西臼杵郡日之影町に避難勧告</li> </ul> </li> </ul> <p>※西臼杵郡日之影町については、避難所は設置していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○台風11号及び前線による大雨にかかる災害&lt;秋田県&gt; 平成19年9月17日 <ul style="list-style-type: none"> <li>4:28 北秋鹿角地域、能代山本地域に大雨洪水警報</li> <li>18:05 北秋田市に避難勧告</li> <li>18:05 北秋田市避難所設置</li> <li>22:40 能代市に避難勧告</li> <li>22:40 能代市に避難所設置</li> </ul> </li> <li>○2月23日から24日にかけての低気圧による災害&lt;富山県&gt; 平成20年2月24日 <ul style="list-style-type: none"> <li>4:10 東部北地域に波浪警報</li> <li>6:28 下新川郡入善町に避難勧告</li> <li>6:28 下新川郡入善町避難所設置</li> </ul> </li> </ul>						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	なし		